２０１９年4月１７日

お客さま各位

「平成」が記載されている帳票・書類・証明書等の取扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年５月１日に新天皇御即位に伴い元号が「平成」から「令和」に改元されます。改元に伴う帳票・書類・証明書等については、下記の通り取扱いますのでよろしくお願い申し上げます。

記

１.「平成」が記載されている帳票・書類等のご使用について

・２０１９年５月以降も、「平成」標記の帳票類はそのままご使用いただけます。

・新元号「令和」をご使用いただく場合は、「平成」に二重線を引き、新元号「令和」をご記入のうえご使用ください。訂正印は不要です。

（例）令和　　令和

~~平成~~ １年 ５月 ７日　または　~~平成~~ 元年 ５月 ７日

２．５月以降に官公署から証明書等が旧元号で発行された場合

・有効な証明書等として受付いたします。官公署への訂正の依頼や取り直していただく必要はございません。

（例）印鑑証明書・所得証明書等の各種証明書、〇〇手帳・△△カードなどの証明書等が、「平成３１年５月７日発行」とされていた場合など

以　上

高山信用金庫